

新潟県柏崎市公益通報に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の公益通報に係る仕組みを定め、本市の公益を害する事実の早期是正を図り、もって市政運営の公正性の確保と透明性の向上及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員、地公法第3条第3項第3号に規定する調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに市長及び副市長をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市から事務又は事業を受託した者(以下「受託者」という。)及びその役員並びに当該受託業務に従事している者

ウ 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)及びその役員並びにその管理する公の施設の当該管理の業務に従事している者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき市の業務に従事している者

オ アからエまでに掲げる者であったもの

(3) 任命権者 地公法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(4) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 本市の区域内に存する学校に在学する者

(5) 公益通報 職員等又は市民が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為に関して行われる不正の是正又は防止のための通報をいう。

(6) 公益通報者 公益通報をした職員等又は市民をいう。

(公益通報等の範囲)

第3条 市長及び任命権者(以下「市長等」という。)は、市政運営の公正性の確保と透明性の向上に資するため、職員等及び市民から公益通報を広く受け付けるものとする。

2 市長等は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報を受け付けたときは、この

条例の例により取り扱うものとする。

(公益通報)

第4条 職員等又は市民は、市の事務若しくは事業、受託者の当該受託業務又は指定管理者が管理する公の施設の当該管理の業務に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、第8条に規定する柏崎市公益通報等審査委員会(第8条第1項を除き、以下「委員会」という。)に対し、委員会委員のうち学識経験委員宛て又は総合企画部総務課長(以下「総務課長」という。)宛てに公益通報をすることができる。

(1) 法令(条例、規則等を含む。以下同じ。)に違反し、又は違反することとなるおそれのある事実

(2) 人の生命、健康、財産その他の権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実(前号に該当する事実を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、行政運営上の不当な事実

2 職員等又は市民は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、前項各号に掲げる事実(以下「違反等の事実」という。)があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、この限りでない。

3 職員等又は市民は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。
(公益通報者の保護)

第5条 市長等は、公益通報者(職員に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)が公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長等は、公益通報者が公益通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理又は監督の地位にある職員は、公益通報者が公益通報をしたことにより職場の環境が悪化することのないよう所属職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

4 市長等は、公益通報者(職員を除く職員等に限る。)が公益通報をしたことを理由として、その労務提供先の事業者から懲戒処分その他の不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めることができる。

(公益通報の処理の業務に従事する者の責務)

第6条 公益通報の処理の業務に従事する者(以下「公益通報従事者」という。)は、公益通報者の個人情報その他公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報従事者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

3 公益通報従事者は、自己が関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(公益通報の処理)

第7条 委員会委員のうち学識経験委員は、第4条の公益通報を受けたときは、通報内容を整理し、速やかに総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、第4条の公益通報を受けたとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、次条の委員会の開催に必要な措置を講じなければならない。

(公益通報等審査委員会)

第8条 公益通報を受理するとともに、違反等の事実を調査し、当該違反等の事実の中止その他是正のために必要な措置を提言するため、市長の附属機関として、柏崎市公益通報等審査委員会を置く。

2 委員会は、次に掲げる5人以内の委員で組織する。

(1) 副市長

(2) 総合企画部長

(3) 市長が委嘱する学識経験者 3人以内

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 学識経験者委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、違反等の事実を審査するときその他必要に応じて委員会を招集する。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公益通報の調査)

第9条 委員長は、総務課長からの報告を受けて調査の要否を判断し、調査をする旨の判断をしたときは、総務課長に調査をさせることができる。

2 総務課長は、調査の実施に当たっては、公益通報に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

3 職員等は、総務課長から公益通報に関する調査に協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

(公益通報者への報告等)

第10条 総務課長は、委員長の判断により、違反等の事実に関し調査を行うこととした場合はその旨、着手の時期及び調査に要する期間の見通しを、調査を行わないとした場合はその旨及び理由を、公益通報者に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、匿名による場合又は本人が報告を希望しない場合は、この限りでない。

2 総務課長は、公益通報者に対し調査の実施状況を適時報告するものとする。

(是正措置等)

第11条 委員会は、調査の結果に基づき調査の評価、原因の究明等を行い、再発防止策を市長等に提言することができる。

2 市長等は、前項に規定する提言を受けたときは、遅滞なく違反等の事実の確認を行うとともに、委員会の意見を尊重して、当該事実関係を是正し、再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 総務課長は、市長等が必要な措置を採ったときは、その旨を遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

(是正措置等の評価)

第12条 市長等は、必要な措置を講じた後の適当な時期に当該措置が適切に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、更に措置を講じなければならない。

(通報等に係る記録の保存)

第13条 市長等は、他の法令に定めがある場合を除き、公益通報に関する記録を5年間保存するものとする。この場合において、公益通報に関する記録は、当該公益通報に関わる秘密の保持に配慮して適切な方法で管理されなければならない。

(職員への周知)

第14条 市長等は、職員に対する研修の実施その他適切な方法により、公益通報の処理の制度について周知を図るものとする。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、通報等の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。